

様式第1号（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

盛土等許可申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所 { 法人にあつては、その
主たる事務所の所在地 }
氏 名 { 法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名 }
生年月日

盛土等の許可を受けたいので、静岡県盛土等の規制に関する条例第10条第1項第2項の規定により、次のと

おり申請します。

盛土等の目的	
盛土等区域の位置	
盛土等区域の規模	面積： m ² 最大の高さ： m
管理事務所の所在地	
管理責任者の氏名及び職名	
盛土等の用に供する施設の設置に関する計画	
盛土等に用いられる土砂等の量	m ³
盛土等を行う期間	年 月 日 ~ 年 月 日
最大堆積時及び盛土等の工事が完了した時の盛土等区域の土地及び堆積した土砂等の形状	
盛土等に用いられる土砂等の搬入に関する計画	

盛土等区域外に排出される水の水質調査を行うために講ずる措置		
盛土等を行う期間における盛土等区域外への土砂等の崩壊、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置		
盛土等を行う期間における盛土等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置	粉じんの飛散の防止措置	
	土砂等及び雨水等の流出の防止措置	
	騒音及び震動の防止措置	
	その他	

(注)

- 1 「盛土等に用いられる土砂等の量」欄には、一時堆積にあつては、盛土等に用いられる土砂等の年間の搬入及び搬出の予定量を記載すること。
- 2 「最大堆積時及び盛土等の工事が完了した時の盛土等区域の土地及び堆積した土砂等の形状」欄には、一時堆積にあつては、最大堆積時の盛土等区域の土地及び堆積した土砂等の状況を記載すること。
- 3 発生元事業者名、発生場所、1日当たり最大の搬入予定量、搬入期間、搬入する曜日及び時間並びに搬入する土砂等の種類及び区分を付表1に記載すること。
- 4 申請者が法人である場合、申請者が未成年者である場合又は申請者に使用人がある場合にあつては、付表2に記載すること。

付表 1

盛土等に用いられる土砂等の搬入に関する計画

発生元事業者名	発生場所
1日当たりの最大の搬入予定量	m ³ /日
搬入期間	年 月 日 ~ 年 月 日
搬入する曜日及び時間	曜日 時 分 ~ 時 分
搬入する土砂等の種類	
搬入する土砂等の区分	
備考	

(注)

- 1 「搬入する土砂等の種類」欄には、土砂、改良土又は再生土の別を記載すること。
- 2 「搬入する土砂等の区分」欄には、該当する建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1上欄に規定する第1種建設発生土、第2種建設発生土、第3種建設発生土若しくは第4種建設発生土又はその他の別を記載すること。

付表 2

申請者が法人である場合		
役員		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住所
申請者が未成年者である場合		
法定代理人（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
法定代理人（法人である場合）		
(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地	
役員		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住所
申請者に使用人がある場合		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住所

様式第 2 号（第 6 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

調査試料採取調書

盛土等区域の位置	
採取年月日	年 月 日
試料の用に供する土砂等を採取した深さ	
備考	

様式第3号（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

盛土等に要する経費に係る資金調達計画書

項目	数量	単価（千円）	金額（千円）	
盛土等に要する経費	防災のための施設の設置工事に要する経費			
	その他の工事等に要する経費			
	その他の経費			
合計				

項目	調達方法	金額（千円）	
資金調達方法	防災のための施設の設置工事に要する経費に係る資金調達方法	自己資金	
		借入金	
	その他の工事等に要する経費に係る資金調達方法	自己資金	
		借入金	
合計			

様式第 4 号（第 6 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

土砂等の搬入に係る管理計画書

受入条件		
受入条件に適合することの確認方法	搬入前	
	搬入後	
受入方法・手順		
その他		

様式第5号(その1)(第7条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)
(表)

盛土等に係る土地使用同意書

年 月 日

様

住所
氏名

法人にあっては、その主たる事務所の所在地
法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

私は、盛土等の許可の申請をしようとする者()が、私が所有する次の土地において盛土等を行うことについて同意します。

土地の所在地及び地番	地目	登記簿上の地積 (㎡)

なお、同意の前提として、下記の留意事項を確認するとともに、上記の盛土等の許可の申請をしようとする者から、裏面の説明事項の①から⑪までの事項(一時堆積にあっては、裏面の説明事項の①から⑤まで、⑦及び⑨から⑬までの事項)について、年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

【同意に当たっての留意事項】

- 盛土等を行うことについて同意をした土地の所有者は、次のことを行わなければなりません。
 - 盛土等が行われている間、毎月1回以上、当該盛土等の状況を確認すること。
 - (1)の確認の結果、許可の内容と明らかに異なる盛土等が行われていることを知ったときは、直ちに、当該盛土等を行う者に対し当該盛土等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を知事に報告すること。
- 1(1)の確認又は1(2)の報告を怠った場合には、土地の所有者は、必要な措置を講ずるよう勧告及び命令(その勧告に従わない場合に限る。)を受けることがあります。
- 盛土等に用いられた土砂等の崩壊、飛散又は流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある場合であって、必要な措置を命ぜられた者が必要な措置を講じないとき、又は必要な措置を命ぜられるべき者が必要な措置を講ずることができないことが明らかとなるときは、土地の所有者は、必要な措置を講ずるよう勧告及び命令(その勧告に従わない場合に限る。)を受けることがあります。
- 2又は3の命令に違反した土地の所有者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。
- 盛土等区域において、土砂等の崩壊、飛散又は流出による災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を知事に通報してください。

(注) 氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)は、自署すること。

(裏)

【盛土等の許可の申請をしようとする者から土地の所有者への説明事項】

①盛土等の許可の申請をしようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、②盛土等の目的、③盛土等区域の位置及び規模、④管理事務所の所在地並びに当該管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名、⑤盛土等の用に供する施設の設置に関する計画、⑥盛土等に用いられる土砂等の量、⑦盛土等を行う期間、⑧最大堆積時及び盛土等の工事が完了した時の盛土等区域の土地及び堆積した土砂等の形状、⑨盛土等に用いられる土砂等の搬入に関する計画、⑩盛土等区域外に排出される水の水質調査を行うために講ずる措置、⑪盛土等を行う期間における盛土等区域外への土砂等の崩壊、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置及び盛土等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置、⑫盛土等に用いられる土砂等の年間の搬入及び搬出の予定量、⑬最大堆積時の盛土等区域の土地及び堆積した土砂等の形状

静岡県盛土等の規制に関する条例（抜粋）

（盛土等区域の土地の所有者の同意）

第11条 第9条の許可の申請をしようとする者（以下「申請予定者」という。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る盛土等区域の土地の所有者（当該申請予定者である者を除く。）に対し、当該申請が、前条第1項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第11号までに掲げる事項（同項第1号の生年月日を除く。）を、同条第2項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第4号までに掲げる事項（同条第1項第1号の生年月日を除く。）を説明し、その同意を得なければならない。

2・3 （略）

（盛土等に同意をした土地の所有者の義務）

第29条 第11条又は第17条の同意をした盛土等区域の土地の所有者は、当該同意に係る盛土等が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該盛土等の状況を確認しなければならない。

2 第11条又は第17条の同意をした盛土等区域の土地の所有者は、前項の規定による確認の結果、第9条の許可又は第15条第1項に規定する変更許可の内容（第11条又は第17条の同意をしたものに限る。次条第1項第1号において同じ。）と明らかに異なる盛土等が行われていることを知ったときは、直ちに当該盛土等を行う者に対し当該盛土等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

（盛土等に同意をした土地の所有者に対する勧告及び命令）

第30条 知事は、第27条（第2項を除く。）の規定による命令（盛土等の停止の命令を除く。）を受けた者が期限までに当該命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る盛土等について第11条又は第17条の同意をした盛土等区域の土地の所有者で次の各号のいずれかに該当するものに対し、当該命令に係る措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 前条第1項の規定による確認（当該確認を行うべき時期において、第9条の許可又は第15条第1項に規定する変更許可の内容と明らかに異なる盛土等が行われていた場合のものに限る。）を怠った者

(2) 前条第2項の規定による報告を怠った者

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合であって、当該勧告を受けた者に当該勧告に係る措置を講じさせることが相当であると認めるときは、当該勧告を受けた者に対し当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

（盛土等により人の生命等に対する危険が生じた場合等の土地の所有者に対する勧告及び命令）

第31条 知事は、盛土等に用いられた土砂等の崩壊、飛散又は流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合であって、第27条（盛土等の停止の命令に係る部分を除く。）の規定による命令を受けた者が期限までに当該命令に係る措置を講ぜず、又は同条の規定により措置を命ぜられるべき者が当該措置を講ずることができないことが明らかであり、かつ、前条第2項の規定により措置を命ぜられるべき者がいないときは、当該盛土等区域の土地の所有者に対し、土砂等の撤去その他の当該危険を除去し、又は防止するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、土砂等の量その他の事情からみて当該勧告を受けた者に講じさせることが相当と認められる範囲内で、当該勧告を受けた者に対し当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第30条第2項又は第31条第2項の規定による命令に違反した者

(2) （略）

静岡県盛土等の規制に関する条例施行規則（抜粋）

第26条 条例第29条第1項の規定による盛土等の状況の確認は、次に掲げる事項について、毎月1回以上行わなければならない。

(1) 当該盛土等の状況が、条例第11条又は第17条の規定による説明の内容と相違しないこと。

(2) 当該盛土等区域において土砂等の崩壊、飛散若しくは流出による災害が発生し、又はそのおそれがないこと。

2 条例第11条又は第17条の同意をした盛土等区域の土地の所有者は、自ら条例第29条第1項の規定による盛土等の状況の確認をすることができない事情があるときは、他の者に同項の規定による盛土等の状況の確認を行わせることができる。

様式第5号(その2)(第7条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

(表)

盛土等に係る土地使用同意書

(変更許可)

年 月 日

様

住所
氏名

法人にあっては、その
主たる事務所の所在地

法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

私は、盛土等の変更許可の申請をしようとする者()が、私が所有する次の土地において行う盛土等について、許可を受けた事項を変更することに同意します。

土地の所在地及び地番	地目	登記簿上の地積(m ²)

なお、同意の前提として、下記の留意事項を確認するとともに、上記の盛土等の変更許可の申請をしようとする者から、裏面の説明事項について、年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

【同意に当たっての留意事項】

- 盛土等を行うことについて同意をした土地の所有者は、次のことを行わなければなりません。
 - 盛土等が行われている間、毎月1回以上、当該盛土等の状況を確認すること。
 - (1)の確認の結果、許可の内容と明らかに異なる盛土等が行われていることを知ったときは、直ちに、当該盛土等を行う者に対し当該盛土等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を知事に報告すること。
- 1(1)の確認又は1(2)の報告を怠った場合には、土地の所有者は、必要な措置を講ずるよう勧告及び命令(その勧告に従わない場合に限る。)を受けることがあります。
- 盛土等に用いられた土砂等の崩壊、飛散又は流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある場合であって、必要な措置を命ぜられた者が必要な措置を講じないとき、又は必要な措置を命ぜられるべき者が必要な措置を講ずることができないことが明らかなきときは、土地の所有者は、必要な措置を講ずるよう勧告及び命令(その勧告に従わない場合に限る。)を受けることがあります。
- 2又は3の命令に違反した土地の所有者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。
- 盛土等区域において、土砂等の崩壊、飛散又は流出による災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を知事に通報してください。

(注) 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)は、自署すること。

(裏)

【盛土等の変更許可の申請をしようとする者から土地の所有者への説明事項】

- ① 盛土等の変更許可の申請をしようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ② 変更の内容及びその理由

静岡県盛土等の規制に関する条例（抜粋）

- (盛土等区域の土地の所有者の同意)
- 第11条 (略)
- 2 第15条第1項に規定する変更許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る盛土等区域の土地の所有者（当該申請をしようとする者である者を除く。）に対し、同条第2項第1号及び第2号に掲げる事項（同項第1号の生年月日を除く。）を説明し、その同意を得なければならない。
- 3 (略)
- (盛土等に同意をした土地の所有者の義務)
- 第29条 第11条又は第17条の同意をした盛土等区域の土地の所有者は、当該同意に係る盛土等が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該盛土等の状況を確認しなければならない。
- 2 第11条又は第17条の同意をした盛土等区域の土地の所有者は、前項の規定による確認の結果、第9条の許可又は第15条第1項に規定する変更許可の内容（第11条又は第17条の同意をしたものに限る。次条第1項第1号において同じ。）と明らかに異なる盛土等が行われていることを知ったときは、直ちに当該盛土等を行う者に対し当該盛土等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。
- (盛土等に同意をした土地の所有者に対する勧告及び命令)
- 第30条 知事は、第27条（第2項を除く。）の規定による命令（盛土等の停止の命令を除く。）を受けた者が期限までに当該命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る盛土等について第11条又は第17条の同意をした盛土等区域の土地の所有者で次の各号のいずれかに該当するものに対し、当該命令に係る措置を講ずるよう勧告することができる。
- (1) 前条第1項の規定による確認（当該確認を行うべき時期において、第9条の許可又は第15条第1項に規定する変更許可の内容と明らかに異なる盛土等が行われていた場合のものに限る。）を怠った者
 - (2) 前条第2項の規定による報告を怠った者
- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合であって、当該勧告を受けた者に当該勧告に係る措置を講じさせることが相当であると認めるときは、当該勧告を受けた者に対し当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。
- (盛土等により人の生命等に対する危険が生じた場合等の土地の所有者に対する勧告及び命令)
- 第31条 知事は、盛土等に用いられた土砂等の崩壊、飛散又は流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合であって、第27条（盛土等の停止の命令に係る部分を除く。）の規定による命令を受けた者が期限までに当該命令に係る措置を講ぜず、又は同条の規定により措置を命ぜられるべき者が当該措置を講ずることができないことが明らかであり、かつ、前条第2項の規定により措置を命ぜられるべき者がいないときは、当該盛土等区域の土地の所有者に対し、土砂等の撤去その他の当該危険を除去し、又は防止するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、土砂等の量その他の事情からみて当該勧告を受けた者に講じさせることが相当と認められる範囲内で、当該勧告を受けた者に対し当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- (1) 第30条第2項又は第31条第2項の規定による命令に違反した者
 - (2) (略)

静岡県盛土等の規制に関する条例施行規則（抜粋）

- 第26条 条例第29条第1項の規定による盛土等の状況の確認は、次に掲げる事項について、毎月1回以上行わなければならない。
- (1) 当該盛土等の状況が、条例第11条又は第17条の規定による説明の内容と相違しないこと。
 - (2) 当該盛土等区域において土砂等の崩壊、飛散若しくは流出による災害が発生し、又はそのおそれがないこと。
- 2 条例第11条又は第17条の同意をした盛土等区域の土地の所有者は、自ら条例第29条第1項の規定による盛土等の状況の確認をすることができない事情があるときは、他の者に同項の規定による盛土等の状況の確認を行わせることができる。

様式第5号（その3）（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

（表）

盛土等に係る土地使用同意書

（地位承継）

年 月 日

様

住所
氏名

法人にあっては、その主たる事務所の所在地
法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

私は、盛土等の許可を受けた者の地位承継の承認の申請をしようとする者（ ）が、私が所有する次の土地において盛土等を行うことについて同意します。

土地の所在地及び地番	地目	登記簿上の地積（㎡）

なお、同意の前提として、下記の留意事項を確認するとともに、上記の盛土等の許可を受けた者の地位承継の承認の申請をしようとする者から、次の事項について、年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

- 盛土等の許可を受けた者の地位承継の承認の申請をしようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 盛土等の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

【同意に当たっての留意事項】

- 盛土等を行うことについて同意をした土地の所有者は、次のことを行わなければなりません。
 - 盛土等が行われている間、毎月1回以上、当該盛土等の状況を確認すること。
 - (1)の確認の結果、許可の内容と明らかに異なる盛土等が行われていることを知ったときは、直ちに、当該盛土等を行う者に対し当該盛土等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を知事に報告すること。
- 1(1)の確認又は1(2)の報告を怠った場合には、土地の所有者は、必要な措置を講ずるよう勧告及び命令（その勧告に従わない場合に限る。）を受けることがあります。
- 盛土等に用いられた土砂等の崩壊、飛散又は流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある場合であって、必要な措置を命ぜられた者が必要な措置を講じないとき、又は必要な措置を命ぜられるべき者が必要な措置を講ずることができないことが明らかとなるときは、土地の所有者は、必要な措置を講ずるよう勧告及び命令（その勧告に従わない場合に限る。）を受けることがあります。
- 2又は3の命令に違反した土地の所有者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。
- 盛土等区域において、土砂等の崩壊、飛散又は流出による災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を知事に通報してください。

（注） 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）は、自署すること。

(裏)

静岡県盛土等の規制に関する条例 (抜粋)

(盛土等区域の土地の所有者の同意)

第11条 (略)

2 (略)

3 第26条第1項の規定による承継の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る盛土等区域の土地の所有者(当該申請をしようとする者である者を除く。)に対し、同条第2項第1号及び第2号に掲げる事項(同項第1号の生年月日を除く。)を説明し、その同意を得なければならない。

(盛土等に同意をした土地の所有者の義務)

第29条 第11条又は第17条の同意をした盛土等区域の土地の所有者は、当該同意に係る盛土等が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該盛土等の状況を確認しなければならない。

2 第11条又は第17条の同意をした盛土等区域の土地の所有者は、前項の規定による確認の結果、第9条の許可又は第15条第1項に規定する変更許可の内容(第11条又は第17条の同意をしたものに限る。次条第1項第1号において同じ。)と明らかに異なる盛土等が行われていることを知ったときは、直ちに当該盛土等を行う者に対し当該盛土等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

(盛土等に同意をした土地の所有者に対する勧告及び命令)

第30条 知事は、第27条(第2項を除く。)の規定による命令(盛土等の停止の命令を除く。)を受けた者が期限までに当該命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る盛土等について第11条又は第17条の同意をした盛土等区域の土地の所有者で次の各号のいずれかに該当するものに対し、当該命令に係る措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 前条第1項の規定による確認(当該確認を行うべき時期において、第9条の許可又は第15条第1項に規定する変更許可の内容と明らかに異なる盛土等が行われていた場合のものに限る。)を怠った者

(2) 前条第2項の規定による報告を怠った者

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合であつて、当該勧告を受けた者に当該勧告に係る措置を講じさせることが相当であると認めるときは、当該勧告を受けた者に対し当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

(盛土等により人の生命等に対する危険が生じた場合等の土地の所有者に対する勧告及び命令)

第31条 知事は、盛土等に用いられた土砂等の崩壊、飛散又は流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合であつて、第27条(盛土等の停止の命令に係る部分を除く。)の規定による命令を受けた者が期限までに当該命令に係る措置を講ぜず、又は同条の規定により措置を命ぜられるべき者が当該措置を講ずることができないことが明らかであり、かつ、前条第2項の規定により措置を命ぜられるべき者がいないときは、当該盛土等区域の土地の所有者に対し、土砂等の撤去その他の当該危険を除去し、又は防止するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、土砂等の量その他の事情からみて当該勧告を受けた者に講じさせることが相当と認められる範囲内で、当該勧告を受けた者に対し当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第30条第2項又は第31条第2項の規定による命令に違反した者

(2) (略)

静岡県盛土等の規制に関する条例施行規則 (抜粋)

第26条 条例第29条第1項の規定による盛土等の状況の確認は、次に掲げる事項について、毎月1回以上行わなければならない。

(1) 当該盛土等の状況が、条例第11条又は第17条の規定による説明の内容と相違しないこと。

(2) 当該盛土等区域において土砂等の崩壊、飛散若しくは流出による災害が発生し、又はそのおそれがないこと。

2 条例第11条又は第17条の同意をした盛土等区域の土地の所有者は、自ら条例第29条第1項の規定による盛土等の状況の確認をすることができない事情があるときは、他の者に同項の規定による盛土等の状況の確認を行わせることができる。

様式第6号（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

説明会開催結果等報告書

盛土等区域の位置	
説明会の開催日時	
説明会の開催場所	
説明会の開催を周知した住民及びその方法	
説明者の氏名（法人にあっては、説明者の氏名及び役職名）	
出席した住民の数	人
説明会の概要	
意見書の概要	
意見書に記載された意見の処理の状況	
特記事項	

（注）

- 1 説明会を2回以上開催した場合にあっては、説明会ごとに作成すること。
- 2 説明会において配布した資料及び説明した内容、出席した住民の意見及びそれへの回答等について具体的に記載した議事録を添付すること。
- 3 提出された周辺地域の住民の意見書を添付すること。

様式第7号（第13条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

盛土等変更許可申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
氏 名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 }
生年月日

許可を受けた事項を変更したいので、静岡県盛土等の規制に関する条例第15条第2項の規定により、次のとおり申請します。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
盛土等区域の位置	
変更内容	変更前
	変更後
変更理由	

(注) 申請者が法人である場合、申請者が未成年者である場合又は申請者に使用人がある場合にあつては、付表に記載すること。

付表

申請者が法人である場合		
役員		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住所
申請者が未成年者である場合		
法定代理人（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
法定代理人（法人である場合）		
(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地	
役員		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住所
申請者に使用人がある場合		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住所

様式第 8 号（第13条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

盛土等変更届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所 { 法人にあつては、その
主たる事務所の所在地 }
氏 名 { 法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名 }

許可を受けた事項について軽微な変更をしたので、静岡県盛土等の規制に関する条例第15条第 5 項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
盛土等区域の位置	
変更年月日	年 月 日
変更内容	変更前
	変更後

様式第9号（第14条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

盛土等区域の土地の所有者の変更に伴う同意取得届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
氏 名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 }

盛土等区域の土地の所有者に変更があったため、変更後の土地の所有者に対して盛土等の許可の内容を説明し、その同意を得たので、静岡県盛土等の規制に関する条例第17条前段の規定により、次のとおり届け出ます。

土地の所有者に変更があったことを知った日	年 月 日
変更前の土地の所有者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）	
変更後の土地の所有者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）	
同意を取得した日	年 月 日

様式第10号（第14条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

（表）

盛土等に係る土地使用同意書

年 月 日

様

住所
氏名

（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

私は、盛土等の許可を受けている者（ ）が、私が所有する次の土地において盛土等を行うことについて同意します。

土地の所在地及び地番	地目	登記簿上の地積（㎡）

なお、同意の前提として、下記の留意事項を確認するとともに、上記の盛土等の許可を受けている者から、裏面の説明事項の①から⑩までの事項（一時堆積にあっては、裏面の説明事項の①から⑤まで、⑦及び⑨から⑩までの事項）について、 年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

【同意に当たっての留意事項】

- 盛土等を行うことについて同意をした土地の所有者は、次のことを行わなければなりません。
 - 盛土等が行われている間、毎月1回以上、当該盛土等の状況を確認すること。
 - (1)の確認の結果、許可の内容と明らかに異なる盛土等が行われていることを知ったときは、直ちに、当該盛土等を行う者に対し当該盛土等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を知事に報告すること。
- 1(1)の確認又は1(2)の報告を怠った場合には、土地の所有者は、必要な措置を講ずるよう勧告又は命令（その勧告に従わない場合に限る。）を受けることがあります。
- 盛土等に用いられた土砂等の崩壊、飛散又は流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある場合であって、必要な措置を命ぜられた者が必要な措置を講じないとき、又は必要な措置を命ぜられるべき者が必要な措置を講ずることができないことが明らかとなるときは、土地の所有者は、必要な措置を講ずるよう勧告又は命令（その勧告に従わない場合に限る。）を受けることがあります。
- 2又は3の命令に違反した土地の所有者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。
- 盛土等区域において、土砂等の崩壊、飛散又は流出による災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を知事に通報してください。

（注） 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）は、自署すること。

(裏)

【盛土等の許可を受けている者から土地の所有者への説明事項】

①盛土等の許可を受けている者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、②盛土等の目的、③盛土等区域の位置及び規模、④管理事務所の所在地並びに当該管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名、⑤盛土等の用に供する施設の設置に関する計画、⑥盛土等に用いられる土砂等の量、⑦盛土等を行う期間、⑧最大堆積時及び盛土等の工事が完了した時の盛土等区域の土地及び堆積した土砂等の形状、⑨盛土等に用いられる土砂等の搬入に関する計画、⑩盛土等区域外に排出される水の水質調査を行うために講ずる措置、⑪盛土等を行う期間における盛土等区域外への土砂等の崩壊、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置及び盛土等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置、⑫盛土等に用いられる土砂等の年間の搬入及び搬出の予定量、⑬最大堆積時の盛土等区域の土地及び堆積した土砂等の形状

静岡県盛土等の規制に関する条例（抜粋）

（盛土等区域の土地の所有者の同意）

第11条 第9条の許可の申請をしようとする者（以下「申請予定者」という。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る盛土等区域の土地の所有者（当該申請予定者である者を除く。）に対し、当該申請が、前条第1項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第11号までに掲げる事項（同項第1号の生年月日を除く。）を、同条第2項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第4号までに掲げる事項（同条第1項第1号の生年月日を除く。）を説明し、その同意を得なければならない。

2・3 （略）

（盛土等区域の土地の所有者の変更の届出）

第17条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る盛土等が行われている間、当該許可に係る盛土等区域の土地の所有者に変更があったことを知ったときは、変更後の所有者（当該許可を受けた者である者を除く。）に対して第11条第1項の規定の例により説明し、その同意を得て、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。前段の同意を得られなかったときも、同様とする。

（盛土等に同意をした土地の所有者の義務）

第29条 第11条又は第17条の同意をした盛土等区域の土地の所有者は、当該同意に係る盛土等が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該盛土等の状況を確認しなければならない。

2 第11条又は第17条の同意をした盛土等区域の土地の所有者は、前項の規定による確認の結果、第9条の許可又は第15条第1項に規定する変更許可の内容（第11条又は第17条の同意をしたものに限る。次条第1項第1号において同じ。）と明らかに異なる盛土等が行われていることを知ったときは、直ちに当該盛土等を行う者に対し当該盛土等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

（盛土等に同意をした土地の所有者に対する勧告及び命令）

第30条 知事は、第27条（第2項を除く。）の規定による命令（盛土等の停止の命令を除く。）を受けた者が期限までに当該命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る盛土等について第11条又は第17条の同意をした盛土等区域の土地の所有者で次の各号のいずれかに該当するものに対し、当該命令に係る措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 前条第1項の規定による確認（当該確認を行うべき時期において、第9条の許可又は第15条第1項に規定する変更許可の内容と明らかに異なる盛土等が行われていた場合のものに限る。）を怠った者
- (2) 前条第2項の規定による報告を怠った者

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合であって、当該勧告を受けた者に当該勧告に係る措置を講じさせることが相当であると認めるときは、当該勧告を受けた者に対し当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第30条第2項又は第31条第2項の規定による命令に違反した者
- (2) （略）

静岡県盛土等の規制に関する条例施行規則（抜粋）

第26条 条例第29条第1項の規定による盛土等の状況の確認は、次に掲げる事項について、毎月1回以上行わなければならない。

- (1) 当該盛土等の状況が、条例第11条又は第17条の規定による説明の内容と相違しないこと。
 - (2) 当該盛土等区域において土砂等の崩壊、飛散若しくは流出による災害が発生し、又はそのおそれがないこと。
- 2 条例第11条又は第17条の同意をした盛土等区域の土地の所有者は、自ら条例第29条第1項の規定による盛土等の状況の確認をすることができない事情があるときは、他の者に同項の規定による盛土等の状況の確認を行わせることができる。

様式第11号（第14条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

盛土等区域の土地の所有者の同意を取得できなかった旨の届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所 { 法人にあつては、その
主たる事務所の所在地 }
氏 名 { 法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名 }

盛土等区域の土地の所有者に変更がありましたが、変更後の土地の所有者の同意が得られなかったの
で、静岡県盛土等の規制に関する条例第17条後段の規定により、次のとおり届け出ます。

土地の所有者に変更があったことを知った日	年 月 日
変更前の土地の所有者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）	
変更後の土地の所有者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）	

様式第12号（第15条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

盛土等着手届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
氏 名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 }

盛土等に着手したので、静岡県盛土等の規制に関する条例第18条の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
盛土等区域の位置	
着手年月日	年 月 日

様式第13号（その1）（第16条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

土砂等発生元証明書

年 月 日

盛土等の許可を受けた者 氏 名 $\left[\begin{array}{l} \text{法人にあつては、その} \\ \text{名称及び代表者の氏名} \end{array} \right]$ 様

土砂等を発生させた者 住 所 $\left[\begin{array}{l} \text{法人にあつては、その} \\ \text{主たる事務所の所在地} \end{array} \right]$
氏 名 $\left[\begin{array}{l} \text{法人にあつては、その} \\ \text{名称及び代表者の氏名} \end{array} \right]$
電話番号

静岡県盛土等の規制に関する条例第9条の許可に係る盛土等区域に搬出する土砂等について、次の工事等により生じたものであること等を証明します。

工事等の名称	
工事等の施工場所	
工事等の発注者	
工事等の施工期間	
搬出する土砂等の量	m ³
搬出する土砂等の種類	
搬出する土砂等が用いられる盛土等区域の位置	

(注) 「搬出する土砂等の種類」欄には、土砂又は改良土の別を記載すること。

様式第13号（その2）（第16条関係）（用紙 日本産業規格A 4縦型）

土砂等発生元証明書

年 月 日

盛土等の許可を受けた者 氏 名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、その} \\ \text{名称及び代表者の氏名} \end{array} \right)$ 様

改良土又は再生土の製造者 住 所 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、その} \\ \text{主たる事務所の所在地} \end{array} \right)$
 氏 名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、その} \\ \text{名称及び代表者の氏名} \end{array} \right)$
 電話番号

静岡県盛土等の規制に関する条例第9条の許可を受けた盛土等区域に搬入しようとする土砂等は、次により製造されたものであることを証明します。

土砂等の種類	
改良土又は再生土の製造場所	
改良土又は再生土の製造方法	
改良土の原料土砂の発生場所又は再生土の原料廃棄物の発生場所	
改良土の原料土砂の排出者又は再生土の原料廃棄物の排出者	
改良土又は再生土の製造時期	
改良土又は再生土の量	m ³
土砂等が用いられる盛土等区域の位置	

(注) 「土砂等の種類」欄には、再生土又は改良土の別を記載すること。

様式第14号（第16条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

土砂等搬入報告書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所 { 法人にあつては、その
主たる事務所の所在地 }
氏 名 { 法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名 }

静岡県盛土等の規制に関する条例第19条第1項の規定により、土砂等が発生した場所及び土砂基準に適合することを確認したので、同条第2項の規定により、次のとおり報告します。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
盛土等区域の位置	
盛土等を行う期間	年 月 日 ~ 年 月 日
土砂等が発生した場所	
土砂等の搬入予定量	m ³
土砂等の搬入期間	年 月 日 ~ 年 月 日
改良土又は再生土の処理の方法	
確認の内容	別添のとおり

(注) 「改良土又は再生土の処理の方法」欄は、搬入された土砂等が改良土又は再生土である場合に記載すること。

様式第15号（その1）（第17条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

土砂等管理台帳

（搬入用）

許可年月日及び許可番号	許可を受けた者の氏名 (法人にあつては、その名称)
年 月 日	
第 号	

土砂等を発生させた者の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地)	工事等の名称及び施工場所

土砂等の搬入 の年月日	1日当たりの土砂等の搬入量 (m ³)	搬入のための車両の数 (台)
計		

(注)

- 1 土砂等管理台帳は、土砂等が発生した場所ごとに作成すること。
- 2 「工事等の名称及び施工場所」欄には、再生土又は土砂等の発生場所以外の場所において処理される改良土の場合にあつては、工場又は事業場の名称を記載すること。

様式第15号（その2）（第17条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

土砂等管理台帳
（搬出用）

許可年月日及び許可番号	許可を受けた者の氏名 （法人にあつては、その名称）
年 月 日 第 号	

土砂等の搬出の 年月日	1日当たりの土砂等の搬出量（ m^3 ）	搬出のための車両の数（台）
計		

様式第16号（第18条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

土砂等使用量報告書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
氏 名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 }

静岡県盛土等の規制に関する条例第21条の規定により、盛土等に用いられた土砂等の量を次のとおり報告します。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号		
盛土等区域の位置			
盛土等を行う期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
今回の報告に係る期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
盛土等に用いられる土砂等の量	m ³		
今回の報告に係る期間の前までに報告した土砂等の量	m ³		
今回の報告に係る期間中に搬入した土砂等の量	m ³		
工事等の名称及び施工場所	前回累計量 m ³	今回報告量 m ³	累計量 m ³
合 計			

様式第17号（第18条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

土砂等搬入量及び搬出量報告書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所 { 法人にあつては、その
主たる事務所の所在地 }
氏 名 { 法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名 }

静岡県盛土等の規制に関する条例第21条の規定により、盛土等に用いられた土砂等の搬入及び搬出の量を次のとおり報告します。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号		
盛土等区域の位置			
盛土等を行う期間			
今回の報告に係る期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
盛土等に用いられる土砂等の年間の搬入及び搬出の予定量	搬入の予定量	m ³	
	搬出の予定量	m ³	
前回の報告時における盛土等区域内の土砂等の量	m ³		
今回の報告に係る期間中に搬入した土砂等の量	m ³		
工事等の名称及び施工場所	前回累計量	今回報告量	累計量
	m ³	m ³	m ³
今回の報告に係る期間中に搬出した土砂等の量	m ³		
今回の報告時における盛土等区域内の土砂等の量	m ³		

様式第18号（第19条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

水質調査報告書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所 } 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地
氏 名 } 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

静岡県盛土等の規制に関する条例第22条 第1項 の規定により、水質の調査の結果を次のとおり報告し
第2項
ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
盛土等区域の位置	
盛土等を行う期間	年 月 日 ~ 年 月 日
調査時期の区分	定期 ・ 完了 ・ 廃止
排水の採取年月日	年 月 日
排水の採取場所	
備考	

様式第19号（第20条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

土壤汚染状況調査報告書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
氏 名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 }

静岡県盛土等の規制に関する条例第22条 第1項 の規定により、土壤の汚染の状況の調査の結果を次の
第2項 とおり報告します。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
盛土等区域の位置	
盛土等を行う期間	年 月 日 ~ 年 月 日
調査時期の区分	定期 ・ 完了 ・ 廃止
試料の用に供する土砂等の採取年月日	年 月 日
試料の用に供する土砂等を採取した深さ	
備考	

様式第20号（第24条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

盛土等完了届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
氏 名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 }

盛土等を完了したので、静岡県盛土等の規制に関する条例第25条第1項の規定により、次のとおり届け
出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
盛土等区域の位置	
盛土等を行う期間	年 月 日 ~ 年 月 日
盛土等を完了した年月日	年 月 日
完了時の盛土等区域の土地 及び堆積した土砂等の形状	
盛土等区域外への土砂等の 崩壊、飛散又は流出による 災害の防止上及び生活環境 の保全上必要な措置を講じ ている場合にあつては、そ の内容	

様式第21号（第24条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

盛土等廃止（休止）届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所 { 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 }
氏 名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 }

盛土等を廃止（休止）したので、静岡県盛土等の規制に関する条例第25条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
盛土等区域の位置	
盛土を行う期間	年 月 日 ~ 年 月 日
盛土等を廃止した年月日 (休止しようとする期間)	年 月 日 (休止期間 年 月 日 ~ 年 月 日)
廃止（休止）した盛土等区域の土地及び堆積した土砂等の形状	
廃止（休止）の理由	
盛土等区域外への土砂等の崩壊、飛散又は流出による災害の防止上及び生活環境の保全上必要な措置を講じている場合にあっては、その内容	

様式第22号（第24条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

盛土等再開届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所 { 法人にあつては、その
主たる事務所の所在地 }
氏 名 { 法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名 }

盛土等を再開したので、静岡県盛土等の規制に関する条例第25条第1項の規定により、次のとおり届け
出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
盛土等区域の位置	
休止期間	年 月 日 ~ 年 月 日
盛土等を再開した年月日	年 月 日

様式第23号（第25条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

盛土等の許可に基づく地位の承継承認申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住 所 } 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地
氏 名 } 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名
生年月日

盛土等の許可に基づく地位を承継したいので、静岡県盛土等の規制に関する条例第26条第2項の規定により、次のとおり申請します。

許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
盛土等区域の位置及び規模	
管理事務所の所在地	
管理責任者の氏名及び職名	
承継の理由	

(注) 申請者が法人である場合、申請者が未成年者である場合又は申請者に使用人がある場合にあつては、付表を記載すること。

付表

申請者が法人である場合		
役員		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住所
申請者が未成年者である場合		
法定代理人（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
法定代理人（法人である場合）		
(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地	
役員		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住所
申請者に使用人がある場合		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住所